

事 務 連 絡
平成 23 年 8 月 23 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局総務課
保険システム高度化推進室

平成 23 年度東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う療養の
給付費等の書面による請求について（その 3）

レセプトの電子化の促進にあたっては、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求が行えない保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）が行う療養の給付費等の請求については、「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う療養の給付費等の書面による請求について（その 2）」（平成 23 年 4 月 22 日付け当室事務連絡）により、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に震災の日において所在地を有する保険医療機関等から、震災による電気通信回線の機能障害又はレセプトコンピュータの故障等により、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）（以下「請求省令」という。）附則第 4 条第 5 項第 5 号に該当する旨を社会保険診療報酬支払基金都道府県支部及び都道府県国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に届け出た保険医療機関等については、平成 23 年 8 月の診療報酬請求時までの間について、猶予届の届け出を免除することとしましたが、平成 23 年 9 月の診療報酬請求分以降については、請求省令附則第 4 条第 5 項第 5 号に該当する間、当該届出を毎月審査支払機関へ届け出る取扱いとなりますので、その適切な対応について宜しく申し上げます。